

# ゆたか



大分市 西宮多神社 ふじまつり

No.143

2013.5.31



## CONTENTS

- 01 大分法人会は公益社団法人に移行しました
- 02 国税だより
- 07 県税だより
- 12 税の絵はがきコンクール表彰者（平成24年度）
- 14 税の啓発活動
- 18 社会貢献活動
- 25 新会員ご紹介



## 平成 25 年 4 月 1 日より 公益社団法人 大分法人会へ移行

税 第 1 8 5 2 号  
平成 2 5 年 3 月 1 8 日

社団法人 大分法人会  
会長 矢野 利幸 殿

大分県知事 広瀬 勝卓



認定書

平成 2 4 年 8 月 1 7 日 付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）第 4 4 条の規定に基づき、別紙のとおり公益社団法人として認定する。

### <別紙>

1. 法人コード：A 0 1 1 1 5 5
2. 法人の名称：社団法人 大分法人会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人 大分法人会
4. 代表者の氏名：矢野 利幸
5. 主たる事務所の所在場所  
大分県大分市長浜町 3 丁目 1 5 番 1 9 号
6. 公益目的事業  
(1) 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業  
(2) 地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業
7. 収益事業等  
(1) 会員支援のための親睦・交流・福利厚生等に関する事業
8. 旧主務官庁の名称：財務省 支部局



## 大分法人会は公益社団法人に移行しました

### ■4月1から『公益社団法人』へ移行

当会は、平成24年5月24日の通常総会で公益移行申請を決議し、同年8月17日に大分県に公益認定申請を行いました。平成25年3月18日に「認定書」が交付され、平成25年4月1日より、『公益社団法人大分法人会』として組織を衣替えし、新しいスタートを切りました。

### ■公益認定のための必要な条件とは？

公益認定取得のためには、さまざまな要件が設定されていますが、その中でも重要なものが次の3点です。

- ① 公益目的事業として、
  - ・国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業  
(税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業)
  - ・地域社会の健全な発展を目的とする事業  
(地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業)
 が該当し、それに見合った事業を企画、実施していかなければなりません。
- ② 公益目的事業を不特定多数の利益の増進に寄与するものとして実施していかなければなりません。  
「不特定多数」とは、これまで会員だけであった事業への参加を、公益目的事業については会員以外の方々、広く一般へも開かれた形で行う必要があります。
- ③ 公益目的事業の規模は、事業費（支出金額）でみて、50%以上でなければなりません。

### ■公益法人移行で新たなスタート

法人会はこれまで、主務官庁として国税局の許可のもと、社団法人として組織されていましたが、この度の改正で、大分県の認定、指導監督のもと活動を行うこととなります。ただし、行政庁が移行しますが、税のオピニオンリーダーとして正しい納税申告と税の普及活動を行ってきた法人会と国税当局との信頼、協力関係が変わることはありません。

さらに、公益社団法人に移行しても、法人会の目指すところは変わりません。これまでと同様に税知識の普及や納税道義高揚に向けた活動、地域社会の貢献に資する事業を展開していきます。

### お願い

皆様方の事業所等に掲示していただいている会員章の名称が、社団法人大分法人会となっておりますので、「社団法人」の上に、同封の「公益社団法人」のシールを貼っていただきますようお願いいたします。

※会員章をお持ちでない会員様は当事務局にご連絡願います。



この上に「公益社団法人」のシールを添付願います。

# 国 税 だ よ り

## 税務職員採用試験受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験の受験者を募集します。

税務職員採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校に入校し、1年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

なお、募集要項は、次のとおりです。

### 1. 受験資格

高校卒業見込みの方及び高校卒業後3年を経過していない方

### 2. 試験の程度

高校卒業程度

### 3. 申込方法及び申込受付期間

#### ① インターネットによる申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレス (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>) をご利用ください。

申込受付期間は、平成25年6月24日(月)から7月3日(水)まで(受信有効)

#### ② 郵送又は持参による申込み

申込用紙は、人事院九州事務局、熊本国税局及び最寄りの税務署に備え付けています。

申込受付期間は、平成25年6月24日(月)から6月28日(金)まで(28日(金)までの通信日付印有効。)

※ 申込方法により、受付期間が異なりますので、ご注意ください。

### 4. 第一次試験

平成25年9月8日(日)

### 5. 受験申込先

全国の各人事院事務局

希望する第一次試験地により申込先が異なりますので、詳しくは次のところへお問い合わせください。

① 人事院九州事務局(電話092-431-7733)

② 熊本国税局人事第二課試験研修係(電話096-354-6171)内線2072

なお、大分税務署(電話097-532-4171)へお問い合わせの際は、自動音声案内後、「2」を選択してください。





## 消費税法改正のお知らせ

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の用途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。
- 5 任意の中間申告制度が創設されました。

### 1 消費税収入の用途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

### 2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区分	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「4 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

### 3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

#### ○ 制度の概要

その事業年度の基準期間<sup>(注)</sup>がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること。

○ **適用開始時期**

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

**《改正前》**

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人は、当該基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務が免除される。



**《改正後》**

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人であっても、前ページ①、②のいずれにも該当する場合には、当該基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されない。



**具体的な適用事例（設立1期目の納税義務の判定例）**



Aは、①基準期間がない事業年度開始の日（平成26年4月1日）において、Bにより株式等の50%超を保有されており、かつ、②基準期間相当期間（\*）における課税売上高が5億円を超えているため、当該基準期間がない事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の納税義務は免除されません。  
（注）基準期間がない事業年度（設立1期目、2期目）について、それぞれ納税義務を判定する必要があります。

**留意事項**

○ 本特例が適用される特定新規設立法人に該当することとなった場合には、その旨を記載した届出書を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

**4 税率引上げに伴う経過措置**

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。



主な経過措置の概要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容	
<p>① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に預収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に預収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

## 5 任意の中間申告制度の創設

### ○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>(注1)</sup>から、自主的に中間申告・納付<sup>(注2)</sup>することができることとされました。

(注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

### ○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

#### 《改正前》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告義務なし



#### 《改正後》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能

### 留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。  
※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。  
※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

### 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

※ 詳しい資料は下記URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととさせていただきますので、ご協力をお願いします。





## 県税だより

### 法人県民税・事業税、地方法人特別税の電子申告受付サービスを行っています

大分県では、平成18年1月16日から地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）（注）を利用した、インターネットによる法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告受付サービスを行っています。

このサービスをご利用されると、これまでのように県税事務所の窓口へ出向いたり、郵送する手間が省け、また、複数の都道府県への申告が一度にできます。

なお、ご利用頂く場合は、事前に届出が必要になります。

#### 電子申告のその他のメリット

- 1 エルタックスに対応した民間の税務、会計ソフトでそのまま申告できます。
- 2 申告書作成のチェック機能により、入力・計算誤りを防止できます。
- 3 申告書作成のサポート機能がたくさんあります。

詳細は、大分県庁ホームページ（<http://www.pref.oita.jp/11500/zei/>）をご覧ください。

注 地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。  
eLTAXは、地方公共団体で組織する「社団法人地方税電子化協議会」が運営しています。

#### << 電子申告を利用する場合の事前手続き >>

- ① eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）にアクセスし、WEBdeskの「利用届出窓口」から届出を行ってください。  
なお、利用届出のときに電子署名が必要になります（関与税理士の署名でも可）ので、予めご準備ください。  
また、受付時間は、平日の午前8時30分から午後8時までとなっていますので、ご注意ください。
- ② 利用届出を受付後、電子申告に必要な利用者IDや仮暗証番号等に関する通知書が地方税電子化協議会からE-mailにより通知されます。
- ③ eLTAXホームページの「PCdesk取得窓口」からソフトウェアをダウンロードして使用してください（希望者には、CD-ROMでの送付も行っています（別途手続きが必要です））。

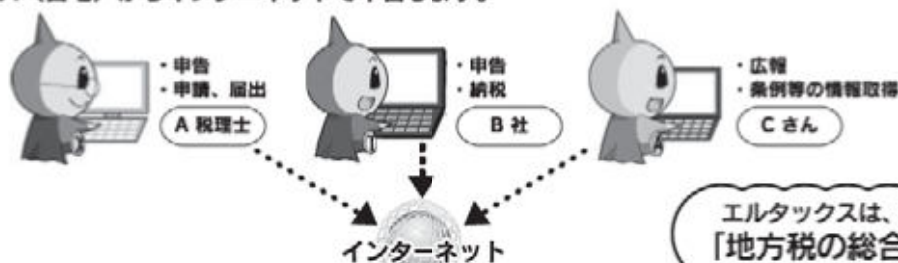
地方税ポータルシステム

エルタックス  
**eLTAX****地方税申告もネットが便利!**  
自宅で、オフィスで、  
らくらく申告!  
(複数の申告も、ネットなら一括処理!!)

eLTAX (エルタックス) とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の手続きを、インターネットを介して電子的に行うシステムです。地方税の申告や納税を、郵送したり窓口に向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行う事ができます。もう混雑する窓口へ出かける必要はありません。

## Q eLTAX の概要を教えてください。

1. オフィス (自宅) からインターネットで申告します。



2. 地方税ポータルセンターで受付します。



3. 各地方公共団体へ配信されます。



## Q 利用できる時間は?

<ご利用時間> **8:30~21:00**  
(土日祝、年末年始を除く)

※上記は平成22年度1月26日(金)以降のご利用時間です。  
11月17日(水)までは8:30~20:00となります。なお、  
11月18日(木)~25日(木)は、サービスを一時停止させていただきます。ご了承ください。

## Q 料金は?

eLTAXのご利用は **無料です!**

なお、eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書など事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。

社団法人 地方税電子化協議会



## Q eLTAXの概要を教えてください。



### ◎手続きが自宅やオフィスでできる！

インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。混雑する窓口には足を運ぶ必要がありません。

### ◎複数の申告も一括で処理できる！

利用者が作成した申告等の電子データを送信するだけで、ポータルセンターが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。

### ◎無料の対応ソフトで申告書がラクラク作成できる！

無料のeLTAX対応ソフトウェア(PCdesk)を使用でき、様々な申告書の作成支援が受けられます。

提供サービスは順次追加していきます！

## Q 具体的にどんな申告・手続きができますか？

すでに電子化されている申告手続きと関連性の高い申請・届出で続き、納付手続きがeLTAXから行えます。

### 1 電子申告対象税目

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 地方法人特別税
- 法人市町村民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書や特別徴収関連手続)
- 事業所税

### 2 電子納税

- 法人住民税
- 事業税
- 個人住民税(特別徴収分)
- 事業所税

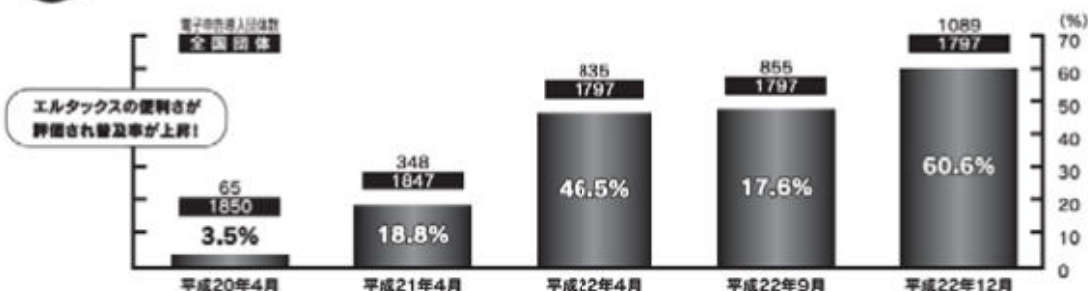
### 3 電子申請・届出

- 法人設立届出や移動届出等
- 申告手続きに関連した申請・届出手続きをwebブラウザからご利用できます。

※地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、ホームページでご確認ください。

## Q eLTAXの普及率は？

サービス開始以来、エルタックスを導入する地方公共団体は年々増加しており、エルタックスでの地方申告の利用環境が着実に増加していることを示しています。



ご利用届出、詳しい情報は  
ホームページをご覧ください

▶ <http://WWW.eltax.jp/>

電話(サポートdesk)による  
お問い合わせは

【受付時間 8:30~21:00】  
(土日祝、年末年始を除く)

▶ **0570-081459**

(全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。)

※上記は平成22年11月18日(木)現在の受付時間です。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。

▶ <http://WWW.e-tax.nta.go.jp/>

社団法人 地方税電子化協議会

社団法人地方税電子化協議会は、eLTAXをはじめとして、地方税に係る電子化の推進と納税者の利便性の向上を図るため、都道府県、政令指定都市、市区町村の会員が運営する社団法人です。

# 事業承継税制が使いやすくなります！

平成25年度税制改正で事業承継税制（非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度）が拡充され、中小企業の皆さまにご活用いただきやすくなります！

## 事業承継税制とは？

中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続：80%分、贈与：100%分）制度です。

## <税制改正のポイント>

### (1) 事前確認の廃止 ～ 手続の簡素化

現在 制度利用の前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり。

→ 平成25年4月～ 事前確認を受けていなくても制度利用が可能に。



### (2) 親族外承継の対象化 ～ 親族に限らず適任者を後継者に

現在 後継者は、現経営者の親族に限定。

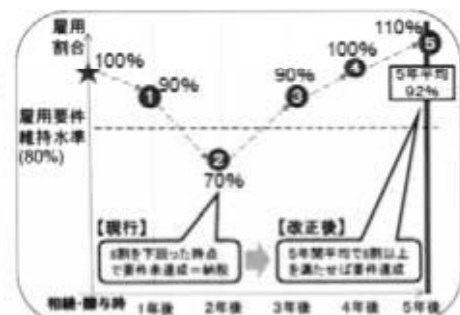
→ 平成27年1月～ 親族外承継を対象化。



### (3) 雇用8割維持要件の緩和 ～ 毎年の景気変動に配慮

現在 雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

→ 平成27年1月～ 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。



※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。



#### (4) 納税猶予打ち切りリスクの緩和

##### ～利子税負担を軽減

**現在** 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。

→ **平成27年1月～** 利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。  
**平成27年1月～** 承継5年超で、5年間の利子税を免除。

##### ～事業の再出発に配慮

**現在** 相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。

→ **平成27年1月～** 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除。

#### (5) 役員退任要件の緩和 ～現経営者の信用力を活用

**現在** 現経営者は、贈与時に役員を退任。

→ **平成27年1月～** 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。(有給役員として残留可)

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

#### (6) 債務控除方式の変更

～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

**現在** 猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出。

→ **平成27年1月～** 現経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

事務所	電話番号	担当役員
九州理済実務院 福岡部 中小企業課	032-432-5447 (直通)	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
中小企業庁 福岡県連絡センター	TEL 03-3531-5333 中小企業庁ホームページ <a href="http://www.cjra.go.jp/guide/na/guide/na/kyokai/kyokai.html">http://www.cjra.go.jp/guide/na/guide/na/kyokai/kyokai.html</a>	

# 税の絵はがきコンクール

社団法人大分県法人会連合会 会長 賞



滝尾小6年 合澤大碧さん

社団法人大分県法人会連合会 女性部会連絡協議会 会長 賞



滝尾小6年 峰 蒼人さん



明野東小6年 池本昂平さん

社団法人大分県法人会連合会 女性部会連絡協議会 奨励賞



八幡小4年 岩本晃李さん



明野東小6年 中村優樹さん



# 表彰者 (平成24年度)

本年は次の3校より作品が提出され、優秀作品が選ばれた。

大分市立明野東小学校	51点
大分市立滝尾小学校	132点
大分市立八幡小学校	97点



## 社団法人大分法人会 会長 賞



滝尾小6年 佐藤亜衣さん



八幡小6年 中村 和さん



明野東小6年 中島凜花さん

## 社団法人大分法人会女性部会 部会長 賞



滝尾小6年 小倉彩乃さん



八幡小4年 梅田栞遥さん



明野東小6年 姫野萌華さん

🌸 多数ご応募いただきありがとうございました。🌸

## 法人会の活動

### 税の啓発活動

#### 税務セミナー

青年部会では「税」をシリーズとした講演会を開催している。

そこで、24年度第3回目を1月15日、第4回目を1月29日に、豊の国健康ランドにおいて、南九州税理士会大支部の加島和典氏をお招きし、「相続税改正の解説と賢い法人対策（節税）」についてセミナーを開催した。

参加者からは「相続について、早い対策が必要だと感じました」「大変わかりやすかったので、よく理解できました」「路線価格の倍率についても興味深く、参考になりました」などの声が聞かれた。



▲ セミナー



▲ 講師 加島和典氏

### 青年部会会員募集

- 【入会資格】 50歳までの経営者及び経営幹部の方で男女不問
- 【年会費】 6,000円
- 【活動内容】 各種研修会、交流会の開催、視察、親会事業への参加。
- 【問い合わせ】 事務局：川野真理子まで（電話 532-8917）





## 租税教室

青年部会は1月22日大分市立森岡小学校6年生32人、又2月19日に大分市立竹中小学校6年生6人に租税教室を開催した。

いずれも、当会の江頭憲彦委員長と菊池正典副委員長が講師となり、DVD「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を上映し、身近な税金等の説明から国の予算、税制改正について分かりやすく説明し、税金の大切さを伝えた。

また、1億円のレプリカの札束を持っていき、重さ当てをした。

児童は、「これ本物ですか?」「欲しい~!!」「うわあ~すごい!!」「約10キロも!!重たいです!!」と目をキラキラと輝かせていた。

最後に、部会長より「これからも勉強を頑張ってください」と、法人会作成のグッズ（クリアファイルやノート、税のマンガ本等）をプレゼントした。



▲ 租 税 教 室

## 新設法人説明会

1月24日 大分税務署前田賢二上席調査官を講師に招き、大分県労働福祉会館「ソレイユ」で新規に設立した法人を対象に説明会を実施した。

説明内容は、「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を基に法人税の経理処理、消費税、源泉所得税の計算方法であった。



▲ 講師 前田賢二氏

## 「税」と「会計」の研修 (西ブロック)

2月14日西ブロックでは、税務署の統括官 後藤公博氏による「最近の税制改正について」と中小企業診断士 池田至郎氏による「中小企業会計要領について」の研修をした。

日頃あまり耳にしない、税務調査手続(事前通知、質問事項への回答、帳簿書類の提示など)及び会計に関する基本的な考え方(税務申告だけの決算書ではない、まとめ記帳をやめ記帳の日を決める、正しい会計データを活用して今後の経営方針を決めるなど)を聞き、参考になった。



▲ 研 修 会

## 内科・人工透析内科

循環器内科・消化器内科・呼吸器内科  
アレルギー科・心療内科

更生医療(腎臓)指定  
医療法人 明 悠 会

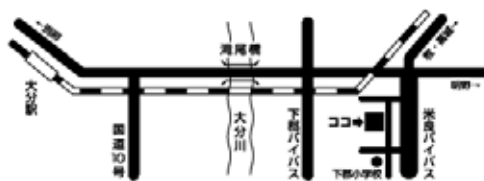


# 松本内科循環器科 クリニック

日本内科学会認定 総合内科専門医  
日本循環器学会認定 循環器専門医  
日本消化器内視鏡学会 専門医

院 長 松 本 悠 輝

診 療 時 間	
◆月・火・木	8:00~12:00 15:00~17:00
◆金	8:00~10:30 15:00~17:00
◆水・土	8:00~12:00
◆毎月、第3火曜日と翌日の水曜日は休診です	



〒870-0952 大分市下郡北3丁目21番25号  
TEL 097-554-3200 FAX 097-554-3201  
<http://www.matsumoto-naika.com/>



## 南九州法人会青年部会連絡協議会 第14回会員研修会in別府湾

2月15日に別府市の別府湾ロイヤルホテルに於いて、南九連青連協第14回会員研修会が開催され、青年部会からも8名が参加した。

今年度の租税教育活動プレゼンテーションでは、大分県代表で当部会が発表を行った。

この発表を通じて、改めて租税教育の大切さを感じ、今後も積極的に租税教室を開催していく事とした。

また、24年度会員増強表彰では優秀賞をいただいた。



▲ 発表者 青年部会の江頭憲彦税制税務委員長



▲ 参 加 者

医療法人なつめ会

# みぞぐち産婦人科

診療科目／産科・婦人科・母性内科

大分市下郡北3丁目24番21号 TEL. 097(569)7770

## 社会貢献活動

### 福岡市民防災センターで体験学習（中央ブロック）

2月2日中央ブロックの会員80名は、福岡市民防災センターで地震や火事、豪雨などの自然災害を体験・学習し、防災に関する知識・技術行動力を身につけた。

強風体験・・・風速30メートルまでの風を体感

地震体験・・・地震の時に何が起こるかを、震度1から7までの揺れを実感

体験学習をした参加者は、「タイムリーで非常にためになった」と話していた。



▲ 説明を聞く参加者



▲ 参加者





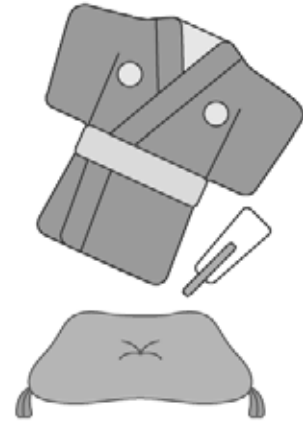
## 落語体験（南ブロック）

2月7日松竹芸能所属の落語家の笑福亭鉄瓶さん（笑福亭鶴瓶の12番目の弟子）から「税」に関する言葉を挿入した落語を聞いた。

落語を聞くことの機会が無かった参加者が多く、非常に喜ばれた。



▲ 落語を聞く参加者



## 公開講演会

2月26日大分トリニータの青野浩志社長を招いて「逆境が人を強くする」と題して、講演を行った。

J1昇格までの道のりを振り返り、「逆境とは次のステップへの壁だと思っている。それを乗り越えなければ前へ進めないという思いで経営再建に取り組んできた」と話した。



▲ 講師 青野浩志 氏



▲ 講演を聞く参加者

## 「心の健康」の講演会（東ブロック）

3月6日 勝光寺 住職 南慧昭さん（南こうせつ氏の兄）が「心の健康～仏心は歌心～」をテーマにして講演を行った。

「心の健康を保ち、目の前のことを1つずつこなしながら、前に進んでいく」ことを教えられた。



▲ 講師 南慧昭氏



▲ 講話を聞く参加者

## 婚活イベント交流パーティー

青年部会では、地域社会貢献、少子化対策を考え、婚活事業を行っている。

そこで、3月9日にレンブラントホテル大分において、第5回婚活イベント交流パーティーを行った。

今回は「大分市絆づくり婚活サポート事業 出会い応援事業」としての開催となり、市報等でも参加募集を行い、多数の申込みがあったので、可能な限り参加人数を増やし、男女29対29でのイベントとなった。

イベントでは岩崎朋美さんに司会進行していただき、とても和やかに開催され、8組のカップルが誕生した。



▲ スタッフ一同



## 新社会人研修会

4月12日、レンブラントホテル大分で、企業の新人社員120名が参加して、「新社会人研修」を開催した。

最初は緊張した雰囲気であったが、講師の(株)プレスタイム九州代表取締役 米澤金作さんの講話・アイスブレイキングゲームなどで緊張も和らぎ、活発な研修会が行われた。



▲ 緊張気味な研修生



▲ 緊張も和らいだ研修生

## 感想文

## 研修会に参加した新社会人のみなさん

株式会社アトムス 津行 健亮

今日の新社会人研修会は、今の自分にとってとても良い時間となりました。アイス・ブレイキングの緊張を和らげるゲームから始まり、仕事をスムーズに進める為の8つのポイント、ビジネス・マナーのいろいろ、言葉遣いから電話の応対まで、知っていそうで知らない事ばかりで、とても勉強になりました。これから自分で仕事をしていかなければならないわけですが、今日という日を少ししながらでも自分の自信とし、頑張っていきたいと思いました。本日はありがとうございました。

株式会社ナガノ 内田 光

本日の研修は、会社の中だけではわからない、気づけないことを知る機会となりました。同世代で他社の方々とお話することができとても新鮮な感じがありました。研修内で、「知るとするの間にはとても大きな差がある」という話をうかがい、たとえ思っていたとしても実行できなければ、仕事においては全く意味がないということを変更して学びました。その実践の初めの一步として、積極的に前へ出て（ボール投げの時）みました。今日前に出られたことで、接客業という仕事に向いていないのではないかという不安を少し解消することができたような気がします。本当に本日はありがとうございました。

**株式会社 柴田産業 高木 勇輝**

今回、このような研修を受けると聞き正直あまり人と話すのも得意じゃないので嫌でした。しかし、実際に受けると、始めのゲームで班全員と打ち解け、とても話が聞きやすかったし、高校の時に学ぶ事の出来なかった敬語やあいさつを学ぶ事が出来、とても為にする事が出来ました。私は上司から営業もすると聞いたので、いざ本番になった時は、今日の事を活かし実践に使いたいと思います。

**河野電気株式会社 藤井 玲那**

今回の研修ではとても有意義な時間を過ごすことができました。他社のいろいろな方と話すことができ、コミュニケーション能力を身につけることができ、講習では、社会人としての基本的なマナーなど、分かりやすく、丁寧に教えていただきました。今回学んだ事は、今後に活かし、更にスキルアップしていきたいと思います。

このような研修に参加させていただき、ありがとうございました。

**株式会社 エフ・ティー・シーホテル開発****折式田 菜 卯**

今日の研修に参加して、社会人・職業人としての心構えを学ぶことができ、良かったと思う。今日からすぐにも実践できるビジネスマナーを教えてくださいましたので、職場で活かしたいと思う。「職場＝仕事＋マナー」であり、仕事もマナーもできて初めて「一流社会人」になれるというお話があったので、一流社会人に1日でも早くなれるように努力していきたい。

**レムブランドホテル大分 小野 花 奈**

今日の研修では、職場はチームワークが大切だということを知りました。チームワークがあると、何でも言える雰囲気があり、まとめ役がいて、何か行事がある時に全員の参加があると学びました。良い雰囲気です。一人一人が仕事をしやすいチームワークがあると、はかどると思うし、最高のサービスを提供できると考えます。今日参加でき良かったです。

**光伸ガス株式会社 竹本 里美**

今日は、とても有意義な時間を過ごすことができました。私は社会人になって今の会社で3社目になりますが、米澤先生のお話を聞いて、仕事に対する気持ちが変わりました。一人前の社会人になるために仕事をする上でビジネスマナーに気をつけていきたいです。また職場が好きになるようにチームワークを大切にしていきたいです。電話の対応やあいさつの仕方などいろいろな事が学べて、とても勉強になった一日でした。

今日学んだことを活かしながら働いていきたいと思っています。

**大分ダイハツ販売株式会社 首藤 公美**

今日の研修で今まで知らなかった事を沢山知ることができました。1番実行していこうと思ったことは、PDCAサイクル Plan (計画) Do (実行) Check (確認) Action (行動) を私も心掛けていこうと思いました。実行して行くだけではなく、自分の考えをしっかりと持ち行動をしていきたいです。

1日ずつ成長したいと思っています。

**松尾機器産業株式会社 西平 博美**

今回、研修を受けて、これから働いていく為の、社会人としてのルールや心構えを学ぶことができ、あらためてこれから努力していこうと思いました。これまでは、一個人としてのみの責任でしたが、これからは会社の一員としての責任を持って、社会人としてふさわしい人間に成長していきたいと思っています。先輩のみなさまや上司の方に助言をいただき、新たな知識を吸収していきます。

**山忠商店株式会社 北川 千 紗**

今回この研修に参加したことで、より会社に貢献できる知識が増えたと思います。仕事に対する考え方から基本的な動作まで細かく教えて頂き、本当に感謝しております。言葉遣いやビジネスマナーは、これから本当に重要になってくると思います。初心を忘れず、お客様を大切に社員を家族と思ってすごしたいと思っています。参加してよかったですと思っています。





## 新社会人研修会参加企業

(順不同)

株 ア ト ム ス	河 野 電 気 株	株 トキハインダストリー
株 あ り た や	協 栄 工 業 株	株 トキハ物流サービス
有 一 休	協 和 工 業 株	株 ナ ガ ノ
株 インテリア大分	株 熊 野 建 設	株 日 建 総 合 建 設
株 A T T S	光 伸 ガ ス 株	株 日 本 電 工
江 藤 産 業 株	株 柴 田 産 業	藤 丸 建 設 有
株 江 藤 製 作 所	有 せ ん し ん	豊 州 バ イ ル 株
株 エフ・ティー・シーホテル開発	総合ケアセンター情和園	牧 酒 販 株
株 オ ー エ フ シ ャ	株 第 一 電 話 シ ス テ ム	松 尾 機 器 産 業 株
大 分 交 通 株	大 幸 防 災 商 事 有	株 メガネトップ大分
大 分 ダ イ ハ ッ 販 売 株	株 デ ィ ッ ク 学 園	山 忠 商 店 株
大 岩 電 工 株	株 テ ニ ス ク リ エ イ シ ョ ン	株 レンブランドホテル大分



こころにとどく   
**花キューピット**

内閣総理大臣賞受賞の店  
 一級フラワー装飾技能士の店

**野田麗花園**

E-mail : florist@nodareikaen.jp

世界165ヶ国にお花が贈れる花店

インターネットホームページアドレス

<http://www.nodareikaen.jp>

SINCE 1927

花の“芸術”づくり



**NODA** REIKAEN  
 FLOWER & GREEN PLANT

本店：大分市長浜町1丁目3-10 ☎097-532-0700

支店：トキハ会館フラワーショップ ☎097-538-3077

## 第10回いのちの講演会

4月20日にiichiko音の泉ホールで、相田みつを美術館館長 相田一人氏による講演を円ブリオ大分・大分のちを応援する会と協賛して開催した。

講師の相田一人さんが「いのちの根～父・相田みつをを語る～」と題して話された。

参加された方の感想から

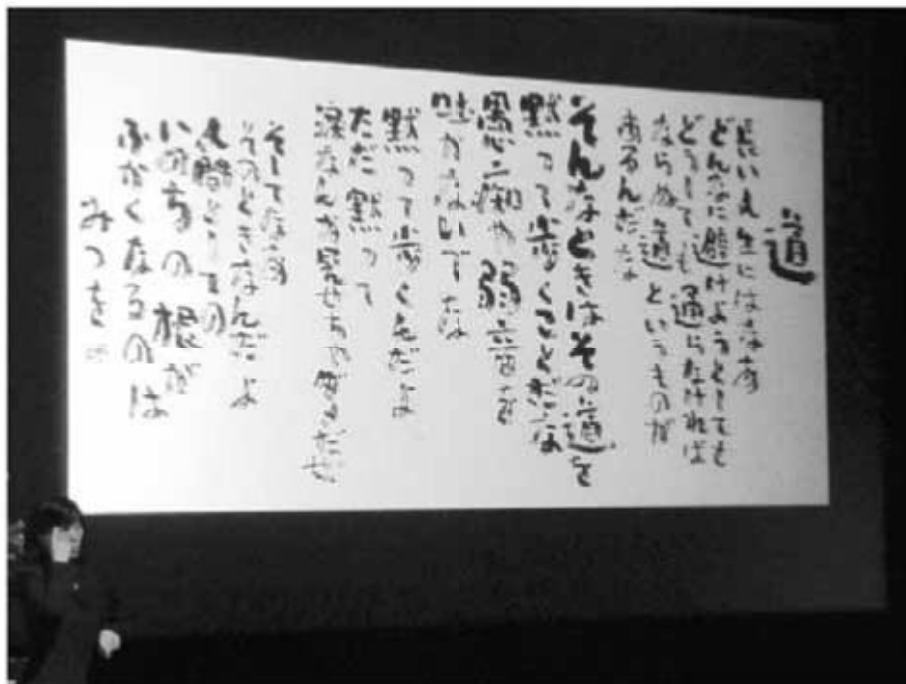
「いろいろなことがあって、苦しく、悩む日々が続いていました。今日のお話を聞き「道」の詩のように愚痴らず、いのちの根を深くするときと言い聞かせ、やっぴいこうと思います。」



▲ 講師 相田一人氏



▲ 講演を聞く参加者



▲ 相田みつを氏の作品「道」



## 新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

法人名	代表者氏名	所在地	業種
(有) 佐藤金型	佐藤 俊二	由布市挾間町下市568番地の3	精密機械加工
(有) 大分ヤマト販売	千歳 孝明	大分市大字光吉1321番地	産産器・缸・鉢・甕
(有) 八幡自動車工業	井上 邦広	大分市大字横瀬400番地の1	自動車整備業
社会福祉法人 新友会	神田 秀樹	大分市大字辻911番地	社会福祉業
(株) 太平洋トラベル	高倉 哲康	大分市松原町3-1-11	旅行業
(有) 大分クリーンサービス	若松 重夫	大分市大字宮河内4164-1	清掃業
(株) あさひ不動産鑑定	日下部 洋一	大分市大手町2-2-16	不動産鑑定
(有) ケイテック	河田 武彦	大分市松原町3-4-17	伝動機器販売
㈹ ほねつぎやの	矢野 祐嗣	大分市要町5-12	整骨院
(株) うを清	後藤 則義	大分市勢家町4-1-13	飲食業
中山木材(株)	中山 泰弘	大分市大字畑中793番地の1	建材販売業
(有) エコトピア九州	中村 千秋	大分市向原沖1-1-52	一般・産業廃棄物運搬
(株) 人健メディカルライジング	田中 新二	大分市賀来北2-13-10	医療機器運搬機器販売
アール(株)	衛藤 秀峰	大分市花津留2-2-18	Webサイト作成・開発
(有) 田島プラント	田島 道幸	大分市三川下2-7-18	設備工事
(株) 高桜建設工業	高田 和幸	大分市大字千歳239番地の66	建設業
(有) 富士設備工業	安部 清茂	大分市荏隈633番地の2	管工事・電気工事
(株) ファーマスサポート	志賀 達男	大分市仲西町2-6-7	医療品販売
(有) トータルクリーン大分	利根 裕司	大分市古国府151番地の1	清掃業
(有) シマタニ興業	島谷 実	大分市金池町2-13-10	窯・土工
(有) 川並萬香園	川並 裕幸	大分市中島東3-3-1	花卉販売業
(株) K・Hコーポレーション	直井 宏樹	大分市にじが丘1-22-6	飲食店
(有) 二月一四日	直井 宏樹	大分市志手1-3	
(有) グリーンファーム小崎	小崎 健一	大分市大字丸亀339	農業
三井住友海上火災保険(株)	中川 滋	大分市高砂町2-50	損害保険業

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成24年12月16日から平成25年5月15日受付まで)

### 広報誌「ゆたか」

発行：公益社団法人 大分人会

大分市長浜町3丁目15番19号

大分商工会議所ビル2階

TEL. 097-532-8917

FAX. 097-537-3476

E-mail ho-oita@oion.ocn.ne.jp

URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

## ～税理士はこんな仕事をしています～

- 1 あなたの税務代理をします。  
税金の申告、申請、請求、不服申立
- 2 あなたの税務書類を作成します。  
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- 3 あなたの税務相談に応じます。  
申告や主張、陳情、または申告書の作成に関する相談
- 4 会計業務を行います。  
財務書類の作成（決算書など）  
会計帳簿の記帳代行（元帳、試算表などの作成）  
財務に関する事務（立案、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など）
- 5 税務調査の立ち会いをします。（税務代理）
- 6 その他
  - ・ 経営分析、経営指導 ・ 財産の管理 ・ 議事録などの整理
  - ・ 融資申告の手続 ・ 税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

納税者の信頼にこたえる  
企業経営者のニーズにこたえる  
社会の要請にこたえる



企業と暮らしのホームドクター  
税理士 皆尾たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

### （事務局） 南九州税理士会大分支部

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F  
電話 5 3 2 - 2 9 7 4

Affac

＼新登場／

# 生きるための がん保険 Days

最新のがん治療に合わせて進化した  
アフラックの新しい「がん保険」

※詳しくはパンフレット（契約概要）をご確認ください

（標準代理店）

**大分ファミリー株式会社**

0120-37-8321

無料請求・お申込みは、さすく!!  
お客様サービスセンターへ

大分ファミリー 検索

（標準代理店）

Affac アフラック (アフラックファミリー生命保険株式会社) 大分支社

〒870-0034 大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビル7階  
コールセンター ☎0120-555-595

あなたのまちの  
アフラックサービスショップ  
大分ファミリーの各店へ



＜本社・本店＞  
大分市寿町1-28  
☎097-537-8321



＜ガレリア店＞  
大分市中央町1丁目4-19  
☎097-537-7800



＜あけのアクロス店＞  
大分市明野東1-1-1  
☎097-573-1117



大分ファミリーは  
プライバシー保護に  
取り組んでいます。

16698034(03)

※資料請求いただいたお客様  
様の個人情報の利用目的は、  
アフラックの各種商品や  
サービスの提供、業務  
連絡となります。また、これ  
らの利用目的のために当行連携がその業務である  
アフラックに提供されている情報と共通して利用  
する際には、個人情報が当行連携に提供されるこ  
とにご注意下さい。



# 中小企業のみなさまへ

## 「事業の再生 応援します!」



### 再生支援の流れ

ご相談は  
できるだけお早めに!  
ご相談は無料です。  
秘密は厳守!

**第一次  
対応**  
(再生支援窓口)

専任の窓口専門家が常駐しています。  
資料拝見の上、経営全般について  
ヒヤリングを行います。

事前  
予約制  
です。



### 抱える課題の抽出

#### 各種アドバイス

- 経営の改革・改善全般の助言
- 事業再構築
- 金融調整
- 不採算事業等の早期処理

#### 紹介

- 〈連携支援機関〉
- 商工会議所・商工会等
  - 中小企業基盤整備機構
  - 政府系金融機関

**第二次  
対応**  
(個別支援チーム)

#### 再生計画策定支援

弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、  
金融機関等で構成される個別支援チームにより  
再生計画策定を支援します。

#### フォローアップ

計画策定後のフォローアップ



※支援内容によっては負担が発生する場合があります。

●お問い合わせ先

### 大分県中小企業再生支援協議会

開設時間/月～金8:30～17:00(祝・祭日を除く)

〒870-0023 大分市長浜町3丁目15-9 大分商工会議所ビル3F

TEL 097-540-6415

〒870-0026 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館ビル5F  
(大分県商工会連合会内)

TEL 097-534-9507



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** *Series*



## 世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、  
回避・低減の対策を！



プロパティガード  
**Property Guard**

# 法人会の地震対策プラン

企業財産保険＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

**AIU保険会社**  
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問い合わせ先

大分支店

〒876-0034 大分市都町 1-3-22（大分都町ビル2階）  
TEL.097-532-6102 FAX.097-532-8624  
（受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。  
保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。



法人会会員企業にお勤めの皆様には、  
お一人からでも集団取扱料率の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険  
なら

—法人会—

生きるための  
がん保険 Days



今のがん治療に対応したがん保険 Days〈デイズ〉

入院給付金日額10,000円の場合〈保険期間・終身(抗がん剤治療特約は10年)〉

1 初めてがんと診断されたら一時金100万円  
上皮内新生物の場合10万円

2 「入院」も「通院」も日額1万円を日数無制限※で保障

※日数無制限で保障となる通院は三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院の場合

3 三大治療をしっかり保障!  
抗がん剤治療は通算600万円まで保障!

(フルサポートプラン・スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合)

プレミアサポート 訪問面談サービスと専門医紹介をご利用いただけます。

※このがん専門相談サービス(プレミアサポート)は株式会社法研が提供するサービスです。

■契約時月払保険料例(集団取扱) 保険料払込期間終身(抗がん剤治療特約は10年)

生きるためのがん保険Days  
スタンダードプラン  
入院給付金日額10,000円  
定額タイプ

契約年齢	30a	40a	50a	60a
男性	3,004円	4,444円	7,244円	11,964円
女性	3,086円	4,482円	6,046円	7,852円



先進医療\*に備える!

健康保険制度が適用されない  
先進医療にも対応

がん先進医療特約

女性特有の「がん」の  
保障を強化する  
「がん」になったときの  
収入減少に備える

特約 コーサージュ  
所得サポート特約

医療保険  
なら

—法人会—

もっと頼れる医療保険  
新EVER  
エヴァー



「病気・ケガ」の保障を目的とした 新EVER〈エヴァー〉

スタンダードプラン(通院保障あり) 入院給付金日額10,000円の場合〈保険期間・終身〉

病気・ケガで入院したとき 疾病入院給付金 1日につき(1日目から) 10,000円  
災害入院給付金

手術給付金	手術	入院あり (重大手術を除く) 1回につき	10万円
		入院なし (重大手術を除く) 1回につき <td>5万円</td>	5万円
	重大手術 開頭・開胸・開腹手術など	1回につき	40万円
	放射線治療給付金	1回につき	10万円
	先進医療一時金	1回につき	10万円

一生保障

病気・ケガの入院後に通院したとき 疾病・災害通院給付金 1日につき 6,000円

■月払保険料例(集団取扱) 保険料払込期間終身

新EVER スタンダードプラン  
定額タイプ  
入院給付金日額10,000円

契約年齢	30a	40a	50a	60a
男性	3,958円	5,224円	7,322円	10,778円
女性	4,048円	4,704円	6,156円	8,704円

・入院給付金日額10,000円については、契約年齢・職業などによっては入院給付金日額5,000円となる場合があります。

\* 先進医療は厚生労働大臣により定められ、大学病院など一定の要件を満たした医療機関でのみ受診できます。  
また、受診可能な先進医療は各医療機関により異なり、変更されることもあります。

掲載の保険料および保障内容などは、2012年5月現在のものです。

ご確認ください

- この資料は、記載の保険(プラン)の概要を説明しております。保障の開始と期間、保険料、解約払戻金などの詳細については、「フレンレット(契約概要)」や「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
- お仕事の内容や健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。

■引受保険会社(お問い合わせ先)

Affac アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社  
〒870-0034 大分県大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビル7F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



三男三女。



二十一男四女。

## 社員を家族と思う。

そんな経営者の愛情が、会社を未来につなげていく。



七男五女。



四男六女。

企業を支えつづける夢がある。

**DAIDO** 大同生命

**T&D**  
T&Dグループ

大分支社/大分市都町1-3-22 TEL 097-532-8278